

## 審査基準整理票

|  |   |                        |     |
|--|---|------------------------|-----|
| 処分名  | モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用して政令で指定するものの害虫の防除をする者を実地に指導する者の指定 |                        |     |
| 根拠法令名  | 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）                          | （条項）第 24 条第 1 号ロ、二、ホ、ヘ |     |
| 基準法令名  | 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）                          | （条項）第 24 条第 1 号ロ、二、ホ、ヘ |     |
| 所管部署   | 大津市保健所 保健総務課 医事薬事係                                      |                        |     |
| 標準処理期間   | 7 日   | 法定処理期間                 | — 日 |
| <b>【審査基準】</b><br>・文書の名称【<br>】<br>・掲載図書等【<br>】<br>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載<br><br>過去に申請実績がなく、将来的にも見込みのないものであることから、あらかじめ基準を設定することが困難であり、その都度個別に審査するものとする。 |   |                        |     |

参 考

[根拠法令等]

毒物及び劇物取締施行令

(使用方法)

第 24 条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

イ 略

ロ 法第 8 条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ハ 略

ニ 植物防疫法第 33 条第 1 項に規定する病虫害防除員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ホ 農業改良助長法第 8 条第 1 項に規定する普及指導員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ヘ 農業協同組合の技術職員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。